

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 人事事務のうち、部局又は学系等における次の各号に掲げる事項については、教員にあっては当該教員が所属する学系等の長が、教職員等（教員を除く。）にあっては当該部局の長が専決するものとする。ただし、学系等の長が専決するものとされた事項のうち、当該学系等及び部局が指定する事項については、当該部局の長に専決させることができる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 次に掲げる有期雇用教職員又は時間雇用教職員を任免すること及びその給与を決定すること。</p> <p>医員 医員（研修医） 医師 歯科医師 <u>非常勤講師</u> ティーチング・アシスタント リサーチ・アシスタント 雇用予定期間が1か月未満の時間雇用教職員</p> <p>(13)・(14) } (略)</p> <p>3・4 } (中 略)</p> <p>第9条の2 総長は、<u>原子炉実験所長</u>に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項、第43条の2第1項、第56条の3第1項又は第57条の2第1項の規定の保安規定等を定める権限を委任する。</p> <p>第9条の3 総長は、受託研究、共同研究及び学術指導の契約締結に関する事務を京都大学受託研究取扱規程（平成16年達示第97号）、京都大学民間等共同研究取扱規程（平成16年達示第98号）及び京都大学学術指導取扱規程（平成26年達示第34号）の定めるところにより、共通事務部等の長に委任する。</p> <p>第9条の4 } (略) (1)～(4) } (後 略)</p>	<p>第4条 2 } (同 左)</p> <p>(1)～(11) }</p> <p>(12) 次に掲げる有期雇用教職員又は時間雇用教職員を任免すること及びその給与を決定すること。</p> <p>医員 医員（研修医） <u>医師（非常勤）</u> <u>歯科医師（非常勤）</u> <u>講師（非常勤）</u> ティーチング・アシスタント リサーチ・アシスタント 雇用予定期間が1か月未満の時間雇用教職員</p> <p>(13)・(14) } (同 左)</p> <p>3・4 }</p> <p>第9条の2 総長は、<u>複合原子力科学研究所長</u>に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項、第43条の2第1項、第56条の3第1項又は第57条の2第1項の規定の保安規定等を定める権限を委任する。</p> <p>第9条の3 総長は、受託研究、共同研究、<u>臨床研究等</u>及び学術指導の契約締結に関する事務を京都大学受託研究取扱規程（平成16年達示第97号）、京都大学民間等共同研究取扱規程（平成16年達示第98号）、<u>京都大学臨床研究等取扱規程（平成30年達示第36号）</u>及び京都大学学術指導取扱規程（平成26年達示第34号）の定めるところにより、共通事務部等の長に委任する。</p> <p><u>2 総長は、臨床研究等の実施に関する事務（前項の事務及び関係法令等において総長が行うべき事務を除く。）を、京都大学臨床研究等取扱規程の定めるところにより、部局の長に委任する。</u></p> <p>第9条の4 } (同 左) (1)～(4) }</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>